第２７号議案

豊川市職員給与条例の一部改正について

豊川市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年２月２３日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市職員給与条例の一部を改正する条例

豊川市職員給与条例（昭和２７年豊川市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項に次のただし書を加える。

ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が９級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員（以下「行９級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第９条第２項第２号中「及び孫」を削り、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

第９条第３項を次のように改める。

３　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員（以下「行８級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円とする。

第１０条第１項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行９級職員等から行９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父

母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第１号中「場合」の次に「（行９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第２号中「前条第２項第２号又は第４号」を「扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号」に改め、「至った場合」の次に「及び行９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第３号及び第４号を削り、同条第２項中「に扶養親族」の次に「（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族がない」を「行９級職員等から行９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行９級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第１号」を「同項第１号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「した日」の次に「、行９級職員等以外の職員から行９級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行９級職員等となった日」を加え、「で同項」を「（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

⑴　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

⑵　扶養手当を受けている職員の扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養

親族たる子に限る。）で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

⑶　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある行９級職員等が行９級職員等以外の職員となった場合

⑷　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行８級職員等が行８級職員等及び行９級職員等以外の職員となった場合

⑸　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行９級職員等以外のものが行９級職員等となった場合

⑹　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で行８級職員等及び行９級職員等以外のものが行８級職員等となった場合

⑺　職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

２　この条例の施行の日から平成３０年３月３１日までの間は、この条例による改正後の豊川市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第９条第１項ただし書及び第１０条第３項第３号から第６号までの規定は適用せず、改正後の条例第９条第３項及び第１０条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員（以下「行８級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００

円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」と、同条第１項中「扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行９級職員等から行９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第１号中「場合（行９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「⑵　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）　」

とあるのは

「⑵　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

⑶　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

⑷　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）　」

と、同条第２項中「扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行９級職員等から行９

級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行９級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行９級職員等以外の職員から行９級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行９級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

３　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、改正後の条例第９条第１項ただし書及び第１０条第３項第３号から第６号までの規定は適

用せず、改正後の条例第９条第３項及び第１０条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員（以下「行８級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」と、同条第１項中「扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行９級職員等から行９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（行９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び行９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行９級職員等から行９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行９級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行９級職員等以外の職員から行９級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行９級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

４　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、改正後の条例第９条第１項ただし書並びに第１０条第３項第３号及び第５号の規定は適用せず、改正後の条例第９条第３項及び第１０条の規定の適用については、同

項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「行８級職員等」とあるのは「行８級以上職員等」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と、同条第１項中「扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行９級職員等から行９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（行９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び行９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行９級職員等から行９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行９級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行９級職員等以外の職員から行９級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行９級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（行９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「行８級職員等が行８級職員等及び行９級職員等」とあるのは「行８級以上職員等が行８級以上職員等」と、同項第６号中「行８級職員等及び行９級職員等」とあるのは「行８級以上職員等」と、「が行８級職員等」とあるのは「が行８級以上職員等」とする。

（委任）

５　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理　由

この案を提出するのは、国家公務員の給与制度の改正を踏まえ、職員の扶養手当を見直すとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。